

あき缶条例その後（61・6・21）

谷口 知平（大15文甲）

録音の音量不足でテープ起しができないことをお断りして、演題に関連するお話のご提供をおねがいましたところ、それに代えてご著書「随想」を三高会館にご恵与下さいました。「本題」の前後に興味深い三篇を配して本稿をまとめ、ご本人の補正を頂いてこゝに収録いたすことにしました。

はじめに――

1 私は大正十五年に三高を卒業し、京大法学部に入学、卒業後、学究生活に入り、民法を中

心に比較法や法社会学などに関心をもちつつ関連領域について解釈学を研究してまいりましたが、大正十五年秋頃友人に連れられて京大三高俳句会に入れてもらい、野風呂先生を知り、俳誌「京鹿子」に御縁ができて、ずっと今日に至りました。法とは水を去るということで、まことに無味乾燥な学問だといわれておりますが、その研究に潤をもたせたものが俳句やその他の趣味でありました。生れつき文才に恵まれないものですから、専門の法律研究を忘れず、俳句は、どこまでも趣味であり楽しみであると心に定めて熱することなく、冷めることなく、ただ句作を続けて来たのでございます。

2 加茂川の思い出

私は木屋町仏光寺で生れ小学校時代を育ち、中学校から大学までは東三本木の頼山陽の山紫水明処の隣で勉強し、大学を出てからは土手町丸太町の女紅場跡に住んで大阪通い二十五年になります。加茂川畔を南北し常に東山を目に加茂川の瀬の音を耳にして成長してまいりましたので、今や加茂川は私にとっては離れ難い存在になっております。

加茂川については色々と思いが多いのですが、小学時代即ち大正初期の思い出をいくらかお話しさせていただきますでしょう。

私が物心のついた頃は木屋町には今の堀川線のような小さい電車（註、いわゆる狭軌道）が通っ

ており、高瀬川には伏見通いの舟が通っていて船頭が舟を曳いて通り抜ける便宜のために橋々は高く二、三段の階段が設けられていたので、手を引かれて之を登り降りしたと見え、腕が抜けて接骨医院の「今べん慶」へ通ったことがあり、木屋町四条下る所で始めて西洋人が運転する三輪の背高い自動車に出会い、驚いてこれを避けるのにうろろうしたことがありました。電燈はまだ余り引いている家はなく、瓦斯燈全盛の時代で街燈も皆瓦斯で夕方には点灯人夫が走っていました。四条木屋町の東南隅には一銭九厘屋というのがあって何でも一銭九厘で実際は九銭位であったのか、よく覚えていないのですが、玩具を売っていました。四条大橋西詰には矢尾政（註、今の東華菜館）があり冬は牡蠣を本場の娘が指を布で巻いて割りながら売っていて面白く見物したものです。

四条大橋はまだ電車が通らず今の二分の一位の幅で木橋ではなく金属製の様に記憶しています。が大変きやしやにできていました。最も印象に残っているのは蜂葡萄酒かの広告のイルミネーションが橋欄に灯っていたときで、五燭位の黄色い電球を沢山つけて文字を表わし一時に全部を点滅するだけの、今日のネオンサインの広告と比すれば実に幼稚なものでしたが、何しろ電燈自体が珍しい時代で、京洛の人々の人気を集め夥しい見物人であった様に記憶しています。

加茂川が今の様に整備されてからもう三十年にもなろうかと思えますが明治末大正初期にはまだ、極めて自然の形であちこちに川洲があり加茂礮の感じが深かったし、折々洪水があり大きな

材木や、上加茂あたりの大根などがよく流れて来、家の欄干から魚がすくい取れる程増水したこともあります。併し常々は、水は少く水たまりには魚が沢山棲んでいて初夏から真夏にかけては目高めだかすくいや魚つかみの人々にぎわっていました。

四条下流の大きな中洲にテント張りでメリーゴーランドが設けられたり、サーカスの様なものが興行されたこともあり、誰が主催したのか知りませんが、松原から三条まで位の区間で番号入りの鯉を放ち懸賞付で鯉捕の投網競争が行われたこともありました。

七月の始めにはほとんどすべての家が川床を設け、貸座敷旅館など営業用が多いのですが普通の家でもお附合で小さいながらも設けました。昼間は下床で加茂川に足を浸したり昼寝したりして涼をとり、夕方からは上床に雪洞がおかれ川床涼みの客の黒い影が川風に吹かれる簾を透して見られました。

銅らをならして声色師が来る。法被姿三人組の流行歌師が来る。「サヤ豆ーやサヤ豆」と呼びながら茹た枝豆売りが来る。長い竿の先に着けた小笥に入れて川床の上へ届けてくれる。中年娘に手を引かれた盲目の新内婆さんは十年程も毎年来たので、その空虚な声未だに耳についている気がする程です。「二階の旦那はん辻占一枚買うとくれやす」とあわれな辻占売りの子が来る。「うちは商売と違います」というと隣へ移って行く。お盆になると上ん町、下ん町の川床で、吉祥院村から招かれた若衆による六齋念仏踊が行われるのでその川床に見せてもらいに行き、巧み

な四つ太鼓打や、獅子舞に興じ、演舞の土蜘蛛が巢としてぱっと放った細い紙テープを大切にもらって来たのもなつかしい思い出です。

三条、四条の橋の下には納涼床几を置き昼寝や碁将棋に興ずる人でにぎわい、今の様に埃っぽくなかったから、ひいやりとして風通しよく絶好の納涼場所でありました。

木屋町からの大文字は少し北すぎて大の字の右はねだけしか見えないのですけれど、川床で見る大文字は又特別の味わいのあるものでした。

京阪電車は五条が終点で、今の鉄道敷の堤防にレールが敷かれる迄の間、四条から松原位までに相当長期にわたって夜店が設けられたことがあり、夕方からのよい散歩場所になっていました。

どうも夏の思い出ばかりになってしまいました。併し冬の朝雪積む積に長竿のついた羽毛のようなもので川面を追いながらわかさぎを漁っていたのは絵のような美しさがあつたし、真夜中に千鳥であつたかどうかは確かではありませんが、ピーピーとなく小鳥の声、川べりの雨戸をたたく雪しまきや雪おこしの音は風情がありました。併し梅雨の出水、秋の出水は、恐しいものでした。水流が整備されたこの頃は出水の恐しさは減少しましたが、山法師と共に昔から意の如くならぬものに数えられるだけあつて意外の洪水を見たことが屢々で、その度に小さい橋は流され、先斗町の中程から東へ架つていた竹村屋橋など流れたまま再建されずにそのままになった様にも思います。出水に伴う暴風雨も亦物凄く、比叡より吹きつける嵐を烈しく受けるので家がぎ

いぎいと歪む様な気がし、夜通し雨戸を飛ばされない様に必死に押えて釘を打ったりしたことや度々ありました。併し出水毎に加茂川の姿が一変し、細い流れが三筋になったり二筋になったり、礫が東に移ったり西に寄ったりする。そして風趣が一段と増した様に思ったものです。

加茂川の流れ三筋や夏の月

八星

(昭和二九年四月記)

3 私の鴨川

私は先程も申しましたように鴨川畔を北し南して常に東山を眺めながら五十有余年を過して来ましたので、鴨川には離れ難い愛着を覚えます。

世界中、何れの都市においても、貫き流れる川とその橋々とは、その美観を一入添えるものですが、京都の鴨川の風景は、公平に客観的に見て、やはり世界に優たるものではないかと思えます。ロンドンのテムズ河、パリのセーヌ河、ベルリンのシュプレー河、ケルンのライン河、ローマのティベル河、何れも大ざっぱにいえば、大阪の淀川、堂島川に似ていて、鴨川は、オーストリーのザルツブルグやインスブルックの川にどこか似通ったものがあります。何れも美しいのですが、田舎風な淋しさがあるのに反し、鴨川には北を見れば田舎の静けさ、南を見れば都会の

華やかさがあり、この量観は世界に誇るに足りるものであると私は思います。

鴨川は今は整備されて、流れは一筋に、西側の芝生はアベックのよい散歩道になっていきますけれど、昔は一ト出水毎に川筋が二つになり三つになり、石の河原があちこちに小さな水溜りを残して、目高を養い、子供の頃には手拭で目高すくいに興じたり、玩具のポンポン蒸気を浮べたりして遊んだもので、その頃の鴨川の方が今よりずっと風情があり、親しみがあつたように思われます。

鴨川はどこから、いつ見ても美しい。併し大阪から京阪で帰って来て、五条あたりから木屋町の料亭の灯を見ると、雑踏に疲れた心がすっと一時に鎮まる感じがします。三条や二条の橋から眺める春の月はまた格別、下鴨の森の彼方に薄雪に粧われた北山を望む景もよく、木屋町の二階から見る東山は間近に迫り、八坂の塔や清水寺の山門が点描され、近頃は霊山観音なども加えられて賑かに趣があり、丸太町橋あたりから眺める東山の寝姿、四条辺のネオンの灯も亦、捨てがたいものではありませんか。

(昭和三四年二月記)

本題「京都市空缶条例制定の企てについて」——

京都市は、飲料容器等の散乱防止及び再資源化促進に関する条例、いわゆる空缶条件の制定を企て、そのため昨年十一月、憲法、民法、英米法、経済、経営、環境科学、公害、心理などの学識経験者ら十三名よりなる専門委員会を構成し、条例案を諮問することとなった。私は公害法や環境法にかねてから関心をもっていたので、市長より要請されるままにその委員を引受けたところ、その委員長をつとめさせられることになり、十数回にわたり、色々の考え方を出し合つて討議を重ねて来た。けれども何時まで抽象論を続けてもまとまりがないので、とにかく多少とも具体的骨組的条例案を中間的に答申し、一広公表して広くメーカー、飲料容器業者、小売商を始め消費者、一般市民の意見を十分聞き、実際に行われる実効のある生きた条例案をつくる、たたき台にしようということになった。

右のように全くたたき台にする積りの中間答申のだが、公表されると、そのまま条例になるかの如く考える人々も多いのであろうか賛否両論が報道され、殊に小売業者の方々からは厳しい反対を受けている。そして一言も我々の意見を聞かず、こんな案を出すのはけしからんとカンカ

ンにお叱りを受けて恐縮している次第である。このような意見を聞きたいためにこそ出した中間答申でもあるのでまことに有難いことである。審議の過程においては、小売商に皺寄せになりはせぬかを最も恐れていたのも、小売商にアンケート調査をしようかという議もあったが、その方面の調査機関は可なり具体的なものが示されないと、調査のしようもないということで、とりやめたことであつた。

京都市には、「美しいまちをきづき、清潔な環境をつくり、良い風習をそだてましょう」という市民憲章があり、「公害のない緑豊かな住みよいまちづくり市民ぐるみ運動」を始めて九年たつのだが、近年、町や観光地、行楽地に、ごみ、ことに空缶を始めとする使い捨て容器の散乱が目立って来た。「かどはき運動」や「ごみを拾う」ボランティア団体の活動によって清潔に努められているものの、年々増すばかりで、国際文化観光都市京都の美化のために、何とか条例を制定して対策を講じてほしいという、長年ごみ拾いのボランティア活動を続けて来た市民団体の強力な要望があつて、船橋市長が昨年七月市議会で「根本的解決をはかるために、罰則を含む条例を制定したい」と表明され、遂に条例専門委員会が設けられて条例案の作成につき諮問されるに至つたわけである。

答申は中間的な、あくまでたたき台的なもので、各方面の批評を聞き練り直しをすることは委員会での共通の理解であると考えられるし、市長始め行政担当者は、この答申に拘束されるわけ

ではなく、採否や変更も自由であることは、一般の諮問委員会なるものもつ性格であろうと考
える。中間答申は幸いに、市長に嘉納され、業者、各地方団体など関心ある方々によるシンポジ
ウムが開催されて入場制限をせねばならぬほどの盛況の裡に、賛否両論、ことに小売業者の心配
の問題点も明らかにされることとなった。市は散乱ごみ防止推進本部を発足せしめて、これを職
員民生消防、上下水道各局を除く総務、理財、計画、経済、文化観光、衛生、清掃、建設、住宅、
交通の関係各局と教育委員会、区役所の長で構成し、本部長に助役、副本部長に清掃局長をあて、
反対しているメーカー、小売店との連絡調整、関係団体との連絡調整、啓発、市管理地の散乱ご
み防止対策などにきめ細く取り組み、この条例づくりに行政実務の面から支援すると伝えられ
（毎日京都版五五年八月二八日）、これに対応するかの如く、京都をきれいにする趣旨には賛成だが、
「上乗せ金払い戻し制度」にしようとする方法に対する小売業界の反対を中心として、ごみ問題
解決対策を考えてほしいという要望から京都商工会議所は、散乱ごみ問題等特別委員会を設置し
て、中間答申の内容を細かく検討し、散乱ごみの現状、問題点の調査や回収、再資源化の研究を
進め、京都産業界の意見をまとめて正式に発言すべく具体的に活動を始めることになったと伝え
られる（京都新聞昭和五五年九月二日）。

この条例案中間答申が一面、市民一般に如何に関心をもたれているか、また業界にショックキ
ンなものであったかを知り驚く次第であるが、行政と市民、関係業界の空缶を始めとする使い捨

て飲料容器散乱防止と、これを回収し再資源化することへの協力一致の体制の気風がこれによって醸成されることは、まことに有難く嬉しいことといわなければならぬ。

さてこの中間答申の条例案で一番小売商業界の反対を受けているのは、京都市において缶入飲料を売る業者は、缶代に相当する金額、仮りに一缶につき十円を預り、空缶と引換えにその預り金を返還する義務を負うとする点である。これは缶につき預託金があるから、それを返還してもらうため、ばい棄てをしないことになろうとか、棄てられていた缶を拾って返還し、誰かが棄て放した預託金を返してもらおうと思うだろうという、すなわち投げ棄て防止、資源回収への刺激としての預託金制度である。この預託金とか、保証とか訳されるデポジット制度は、アメリカのオレゴン州その他多くの州で行われ、ある程度投げ棄て防止に効果を挙げているといわれるものであるが、一つの大きな州で、法律で規律するのではなく、一つの都市で条例で規律しようとするとその実施はまことにむずかしい。京都市で売るときに預るのだから、その預った印の何か証紙をつけ、そのあるものだけにだけ返還するということにならぬと工合がわるいが、多数の観光客が、バスに乗り或いは乗用車で、諸方面から京都市へ入ってくるときに、何時、どこで、金を預り、その証紙を貼付するのか、貼付されていない缶については、投げ棄てを防止しえず、また拾集を刺激することにはならぬのではないか。一そのこと、証紙の貼付というような物凄く手間のかかることはやめて、京都市に棄てられて拾われた空缶、京都市で売られ消費された空缶につ

いては預託金があるものとみなし、空缶の持参者による預り金を返還することとしてはどうかということになった。缶製品を売って金を預った小売店（これを缶代を上乘せといっているから、京都府では、それだけ高値に売らねばならぬということになるとの反対される理由にもなる）が、その空缶の持参者によるその金を返還するという場合は、比較的簡単であるがそれでは売却した店の印づけが必要だし、一般に棄てられている空缶の拾集や、観光旅行者等の投げ棄て抑制の刺激にならないから、何処の店でも缶を引取ると共に他店の売却時における預り金を、返す義務を負うということにならぬと実効が挙らない。このためにはどうしても小売商が少くとも組合協同組織をつくって、その共同の計算会計の下に「預り」と「返金」の計算をしなければならぬことになるだろう。

缶入飲料水は軽く持ち運びに便宜で棄て易いことから、需要が多いからメーカーは缶入り製品を益々多く売出し、缶製造業は資源として回収再生など考えることなしに、このような缶をどんどん作ってメーカーの需要に応じ経営成績を上げていくわけであるが、消費者の手に渡った後は、産業廃棄物から、一船廃棄物になって、その清掃は自治体の責任だというような理論で、業者側は消費者と行政側が責任をもつべきだと主張する。しかし、資源の有限に思いを致し、その回収を考うべきであるし、散乱ごみの対象となり、その拾集に特別にかかるような製品は、清掃法三条二項にいう適正処理困難物だともいえるので、そのような製品を回収し、また回収再資源化に便宜な製品に転換することを、しんげんに反省してもらうべきではないか。すなわ

ち飲料メーカーや容器製造業者にも散乱防止資源回収に協力すべき責務があるのではないか。ここに小売販売業者の協同組織に、メーカー、容器業者の協力体制が要請されることになるであろう。中間答申の第十は、『事業者』あるいは『販売業者』は、本制度の実施に当って、それぞれの事業部門で共同して責務を遂行しなければならない」といつているが、要は、散乱対象になり易い缶、びんなどの製品及びそれを使用するメーカー、缶、びん業、飲料水製造業者たる事業者と販売者は空缶器の回収・再資源化に共同連帯の責任を負うべきだというのであって、共同協力組織が何らかの形で生成することを願っているわけである。

中間答申は事業者の回収・再資源化の責務を始めに強調し、やや詳しく規定したために、行政の清掃責任を業者に転嫁し、一般市民ら観光客の投げ棄ての習慣を改めさせる教育を軽視するか返金を稼ぐための空缶拾いを子供にさせて非行化を促すなどの批判を受けた。しかし中間答申は、市長の行政責任、市民及び入浴客の啓発及び意識の高揚に努める責務、市民、入浴客、観光業者の責務を規定しているのであって、決してこれを軽視しているわけではない。責務遂行の方法を、これから研究し実行してもらおうというのである。それにしてもこの重要な市民や観光客らの責務が二、三行で書かれているところに誤解の原因があるので、法文というものは一般市民への作用を考えその真の重要性ある内容に適した重厚な形式を具える必要があることを知ったわけである。

中間答申の条例案の一つの注目すべき点は、自動販売機設置者の責務を定めたことであろう。自動販売機については何らの規定がなく、官庁、学校、旅館、街頭などあらゆる処に設置されるが、回収箱などを備えぬものが多く、近辺の散乱ごみの原因となっている。そこで回収設備の併設などの責務を課するのであるが、それには機械製作者、利用による販売業及び飲料メーカーを始めとして、設置させて便宜を受ける消費者たるホテル、公園、神社仏閣等々の諸々の施設管理者などの関係者も、共同遂行の責務があるものとするのである。

以上のように、この中間答申の条例案は市の行政の各部局と市民、入浴者と事業者、販売業者が協力一致団結して、少くとも京都市域における散乱ごみの拾集、回収再資源化につとめるように促そうとするのである。消費投げ棄てを道徳的とする精神構造を清潔な環境と資源を護り大切にすそれへと改める運動に、国民を協力させるための法的支柱になる先駆的条例へと練り上げられることを祈念するものである。

(昭和五五年一〇月記)

(後日、註) 中間答申は、いわゆるデポジット方式を採用していたため、各方面から真摯な批判を受けたので、デポジット制を将来の検討課題として、市長の総合施策策定、実施責務、散乱防止・回収、再資源化の責務、市民、入浴者協力責務などを内容とする最終条例案を答申し、五六年一〇月一六日、通称京都市空き缶條例が市会運過公布、五七年四月一日から施行された。これに基き京都市環

境美化事業団が結成され、散乱防止重点地域や、指定容器などを承認する飲料容器対策審議会が設けられた。しかし、審議会は市長の諮問によって活動するので、市長の発議を促すため、市民運動として京都市ごみ問題市民会議が結成され、リサイクル体制の確立、ごみ減量化を図る方策（例えば包装を減ずるなど）、有害ごみ対策などの検討がなされている。幼業者への教育の効果としてポイ捨ては減少が注目されるということである。しかし諸方面の利害が対立するのであろうか。市当局はなかなか動いてくれない。

（昭和六三年一月記）

おわりに――

「祇園会稚児の思い出」

私は祇園祭が何となく好きで、毎年宵山や十七日には必ず出かけます。祇園祭は確かに京の夏の一大行事であり京都のほこりです。私は行水の後のそぞろ歩きや宵山の鉦囃に大な風情をおぼえます。又汗を拭きながらむぎわら帽をかざしつつ、或は日傘にさえぎられつつ鉦の番付売りの声や、かちわり氷売りの間で、或は知合の家の二階から首さしのべつ近づく鉦の囃を待つのが好きです。私には祇園祭が身にしんでるように思われますが、これは幼い頃長刀鉦の稚児に出たからであります。

鉾 見るや遠きゆかりの下に来て

野風呂

宵山の囃す頃より出かけ、り

八星

宵山の鉾なき町も通りけり

同

祇園祭は四条通りが鉾で一杯になった時代も今も変りはありませんが、生稚児がだんだん廃されてゆくということは時勢といいながら淋しい感じがします。私の頃（註、大正三、四、五年）はもう二た昔も前のことですが、長刀鉾と放下鉾、月鉾が生稚児であったように憶えています。それが二三年前（註、昭和五年頃）から放下鉾も人形となり今日では長刀鉾だけが生稚児で、やがて長刀鉾も人形になるかも知れません。それで私は今若干当時の思い出を書きつづり貴重な紙面をおさき頂く。まことに拙き筆、読者諸兄の御迷惑と存じますが何か御参考にもなれば幸いです。

鉾の稚児は鉾町において家や土地を持っている者が順番にその子弟をして奉仕せしめるというのが定まりになっていたようで、自己の家に子弟がない場合には親戚知人の子弟より奉仕せしめることになっていた様でございました。

さてその年の稚児が誰ということに定まると七月の初めから色々の行事が行われます。七月一

日には町内の人々の御千度が八坂神社であり、そこに稚児が出席して顔合せがすむ、そして七月五日には切符入ということがあり七月八日の清祓（色々の着物や所持品を清祓するのです）、七月十日の車かけ（これはその朝建ったばかりの鉾に稚児が一応乗って高倉あたりまで鉾を曳出す儀式です。）等があつていよいよ十一日に社参の儀が行われます。社参は御位貰いとも言つて稚児がいよいよ祇園様の御位を貰う日であり、何万石かの大名行列に擬して馬上八坂神社に参向する儀式であります。社参がすむと全く取扱いが變りまして、総べて神の様に取扱われ一切けがらわしいものが避けられる。女子は母でも近づく事は出来ない。私の場合は老嫗がすべての用事をしてくれました。御三宝で切火して御飯をいただく。寝具から行水の盥に至るまですべてが新調せられ、食事の材料その他すべて服忌の家のものであつてはならないとされているので、一々尋ねて買って来た様に覚えております。

これについて茂山千五郎師の御話を思い起します。それは今の真一先生が稚児に出られた時に十六日の朝になつて発熱しどうしても明十七日の当日には出られそうになかった。非常に心配して百方奔走し調べた結果よそにて御馳走になつた砂糖水の砂糖が忌明の砂糖であつた事が分つたので八坂神社に御詫びに参つたところがたちまち快癒し十七日当日滞りなく勤めたということを通じていられました。

その様なわけで非常に服忌を忌むのであります。私は三年もつとめさせていただきましたが何

等の差障りもなく全く幸いでありました。この様に全く取扱いが変り総べて鄭重にせられるので幼いながらも或る緊張と責任を覚えたこととございました。

さて十二日の夕方からはいわゆる稚児の宵山廻りが初まります。夕早々白粉方がやって来る、仕度が出来ると親戚や鉾町の人々が羽織袴で数人従い、禿（大てい商家の年期奉公の少年衆が禿に選ばれる）の持つて行く稚児提灯に導かれ、まず八坂神社に参拝し四条通りから宵山の町々を歩き色々の山鉾を訪問し暫くずつ鉾の上に登るのであります。

又稚児を招待すると景気が良くなるという信仰があつて木屋町あたりの川床に招待せられ、又中京の商家にも親族の家々にも招待せられ又訪問する。この様にして毎夜宵山廻りが続くのであります。さて十五日と十六日は本当の宵山であり特に遅くまで群衆の間を縫うて山、鉾を問わす残りなく順廻する。大てい遅くなるのでしまいには手を曳かれ歩きながら居眠っておつた事もしばしばであつたように思います。

十五日には曳初めの儀式が行われる。これは十七日当日の予行演習ともいわれるもので全く十七日と同じ飾りつけや装束をつけて鉾を大丸のあたりまで曳き出すのであります。これは午前中で終わります。

十七日はいよいよ当日です。朝六時頃より鉾町の会所へ行き万端衣装付け準備に取りかかり、屈強な大男の肩に腰かけ、頭にかじりついて長梯子で鉾の上へ上げられます。長刀鉾は四条烏丸

西入るところへ移されているのである。当日の日記をそのまま記録しましょう。

九時頃曳き出した。四へんずつ舞を舞うてそれから少し行つて高倉まで来ると京都府の知事さんが見ていられたので、八回舞うた。それから沢山の人が写真をとっていた。寺町四条で曲る時は大分かかった。寺町通りは風とおしがよかった。それから大神宮さんの前や辻々で舞うた。仏光寺辺で伏見宮様が見ていられたが知らんと舞わずに行つてしまった。松原まで来ると今度は中々狭くて曲らんの後から来た函谷鉾や月鉾が手伝いに來ていた。ようように曲つて東洞院まで来てそこで又肩ぐるまをしてもらつて降りた云々。

四条通りを東進して寺町へ曲るまでは囃もみやびやかで調子も緩く総べてが優美に緊張して為されます。

四条寺町で鉾が曲るとやがて戻り鉾になり、囃も早く俗になり一同気安い心持になります。鉾の上では下で想像するほどに暑くはありませんが囃方等は鉾粽と氷等を商家の屋根の上の見物人と交換したりなどしています。稚児は絶対に氷は口にしない、おりおり氷砂糖を含ませてもらう位であります。

真夏に数枚の重ね着の装束をつけて重い金冠を戴いているのであり、体は鉾の軸へしつかりと結ばれている——舞うとき墜ちたことなどあったので——という様な訳で、暑い筈であります。投げ粽に集る人の群や音頭取りの扇づかいや、見物の誰や彼や等、上から見下ろして気がまぎれ

るのでしょうか、一向に暑さも忘れ、案外に疲れなかったように思います。

姫宮と襖さかひに鉾を観る

静塔

鉾粽倒されながら拾ひけり

栄次郎

ありがたき鉾の粽をうけ止めぬ

青纓

かひぞひのついで舞まふ鉾の稚児

益子

大ていは松原東洞院で稚児は鉾を下りて帰るのですが私は後の二年は皆の言うままにいわゆる午後の鉾も新町通りを乗って帰ったものです。滞りなく十七日が終ると鉾の関係者の慰労宴があります。私はそれをすまして通常着に着替えて気楽に夜の御祭礼神輿の渡御やつるべきさんの行列（武者行列）を見に行ったりなどいたしました。

十七日がすむと長刀鉾を始め前祭りの鉾はすぐさま解体されて、後の祇園祭となります。十八日から二、三日の間は休養日であります。二十二日と二十三日とは又前の宵山のように後の宵山の町々を訪問します。

二十四日午後から大体社参の時と同じ様な装束と行列によって御還幸祭に参加するのです。四条御旅町に来て東に向い八坂神社に向って礼をする。それは滞りなくつとめを終えた御礼で

あり、同時に御位を御返しする御礼である。それで責任を滞りなく為し終えたという感じがした。一同はほっとするのでしょいか俄に馬があばれ出したりして鞍にしがみついた事等を思い出しませす。それから二十八日には御興洗いの式があり四条大橋まで参会する、これで無事に祇園祭は終了するのであります。

何か思い出をと思つて筆をとりましたが、全く大ざっぱな行事だけの記述になってしまいました。当時の日記を見ても十歳頃の夢うつつの時代のこととて、御寿司をよばれたことや、白粉をしてもらったことや、宵山で友人に会つて笑われた事や、赤い着物を着たことや車に乗ったこと等が繰返されるだけでこれという記事もありません。

色々変つた事に出合つてあわただしくしている中に夢のように七月は過ぎたものでありましよう。

(昭和八年七月記)

(日本学士院会員・前大阪市立大学教授・龍谷大学教授)